

果樹（なし）経営者の皆様へ

近年、台風や豪雨などの自然災害が多発しております。

今後も起こり得る自然災害、価格低下等に備えて、公的な保険制度である農業保険（収入保険、果樹共済）に加入しましょう！

農業保険では、掛金の50%（収入保険の積立金は75%）を国が負担します。

青色申告を行っている方は
収入保険がおすすめです！

青色申告を行っていない方は
災害収入共済方式が
おすすめです！

<収入保険>

- ①自然災害や価格の低下に伴う販売収入の減少を広く補償します。
- ②なしだけでなく、その他の果樹や野菜等の品目も併せてカバーします。
- ③確定申告書（青色申告決算書等）を用いて農産物の売上を把握します。
- ④保険料率は果樹共済よりも安く、保険金の受け取りがなければ、毎年保険料率が下がっていきます。

果樹共済から収入保険に切り替える場合は、果樹共済の掛金を全額返還します

<災害収入共済方式>

- ①自然災害や鳥獣害で収穫量が減少した場合に補償します。
- ②なしについてご加入いただけます。
- ③JA等の出荷伝票にて減収量を査定します。
- ④加入に必要な共済掛金について、50%の国庫補助があります。



セットで安心！

<保管中農産物補償共済>

近年頻発している倉庫の浸水被害や盗難など、保管中の事故や運送中の事故を補償するには「保管中農産物補償共済」への加入が必要です。

〈 加入メニューの補償内容 〉

	おすすめ! 補償する範囲が広い	出荷伝票にて損害評価
引受方式	収入保険	災害収入共済方式
加入資格者	青色申告（簡易方式を含む）を行っている農家	5a以上栽培し、過去5年間において生産量の概ね全量をJA等へ出荷している農家
補償対象の事故	自然災害による収量減少や価格低下などによる収入の減少	風水害、ひょう害、干害、寒害、冷害、鳥害、獣害などによる果実の減収及び品質低下

〈 掛金の目安 〉 平年の生産金額が100万円の場合

補償額	81万円 (補償割合9割を選択の場合)	80万円 (補償割合8割を選択の場合)
農業者が支払う掛金等 (初年度の場合)	8,485円 ※初年度のみ積立金 22,500円が別途必要	16,760円
主な評価方法	青色申告決算書などにより評価	出荷伝票により評価

※上記の果樹共済の共済掛金は基準の掛金率で算出しています。過去に共済金の支払いが多い方と少ない方で掛金が異なります。また、掛金とは別に賦課金がかかります。

〈 共済金の支払い例 〉

共済金等の支払要件		収入金額が平年の9割を下回った場合	収穫量が平年の収穫量を下回りかつ、生産金額が平年の生産金額の8割を下回った場合
被害の割合	20%	9万円	—
	50%	36万円	30万円
	70%	54万円	50万円

詳しい内容については、**山口県農業共済組合** へお問合せください。



西部支所

下関市豊田町大字矢田271番地7
TEL: 083-250-6208